

中期的な財政改革の基本的な考え方

1 基本的な考え方

財政再建団体に転落するという非常事態を回避するためには、これまでの発想を超えた歳入歳出全般にわたる改革が不可欠であり、地方機関組織の見直しなど行政内部の徹底した改革に加え、人件費総額や公共事業費はもとより、医療・福祉・教育の分野を含めあらゆる事業について、かつてない大胆な財政改革を強力に実施していく必要があります。

そのため、平成14年度に策定した「財政健全化指針」に替わる中期的な財政改革の基本方針として、「中期財政改革基本方針」を策定し、構造的収支不足を圧縮するための財政改革を強力に進めます。

2 改革の目標・期間

(1) 目標

構造的収支不足の圧縮 構造的収支不足額450億円のうち、まず、300億円程度を圧縮し、財政再建団体への転落を回避します。

起債制限比率 毎年度20%に達しないよう起債発行額を抑制します。

(2) 期間

概ね10年後における収支均衡体質への転換を視野に、当面、平成16年度から平成18年度（いわゆる三位一体改革の完成年度）までの3カ年の取組を定めるものです。

3 改革の視点

(1) 内なる改革の徹底

県民サービスに充てる財源確保のため、人件費の大幅な抑制、組織のスリム化、定員削減の早期実現、徹底したコスト縮減など行政経費を削減します。併せて、行政課題に的確に対応できる効率的な執行体制を整備します。

(2) 徹底した施策の取捨選択

あらゆる分野の行政サービスについて、県・市町村・民間の役割分担を踏まえ、徹底した検証を行い、新たに策定する「島根県総合計画」を指針としながら、事務事業の廃止をはじめとして抜本的な見直しを行います。

その際、県民生活に直結する分野の施策で特に県として引き続き行うべきものなど優先順位の高い施策については、他の施策を徹底的に見直すことにより所要の財源を確保します。

なお、公共事業についても一層の縮減が不可避であり、限られた財源で県土を効率的に整備するため、優先度の高い分野への集中投資を推進します。

(3) 民間活力の活用

今後は、「民間でできることは民間に委ねる」という考え方に立って、低コストで質の高い公共サービスの提供が可能な民間活力を活用した手法を積極的に導入する必要があります。このため、行政が担う業務と民間が行う業務を振り分け、行政サービスの民間委託やNPO・ボランティア等との協働を積極的に進めます。

また、こころの医療センター（仮称）整備で用いたPFI（注）については、新たに導入指針を策定し、民間のノウハウや資金を有効に活用した整備手法の可能性を広く追求します。

(4) 受益と負担の明確化

公の施設の利用者など特定の受益者に提供されるサービスについては、受益者負担の適正化を図るとともに、課税自主権の活用による新税の導入や超過課税の検討を行い、県税収入の確保を図ります。

(5) 県民との情報共有の推進

県民の視点を大切にした財政改革を推進するため、県民に対し財政の現状などについて積極的に情報提供するとともに県民の意見の反映に努めます。

（注）PFI方式とは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営に民間の資金とノウハウを活用し、効率的・効果的な公共サービスの提供を図る方式です。